

ポップカルチャーに関する分科会の運営について（案）

平成 25 年 4 月 9 日
ポップカルチャーに関する分科会

ポップカルチャーに関する分科会（以下「本会」という。）の議事の手続その他本会の運営に関しては、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

- (1) 本会は原則として公開する。ただし、議長が議事を非公開することが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 本会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

2. 配布資料の公開について

本会で配布された資料は、原則として、会議の終了後速やかに公開する。

3. 参考人の招致について

議長は、本会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。